「区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業」に関する再質問への回答

		該当箇所							
	タイトル				契約書(案)	質	問		答
		水準書(案)	契約書(案)	への 質問回答	への 質問回答		1-3		I
1	文化学習施設	第 2 - 3-(2)		토미니다	모르			可能です。業務要求水: した上で、需要、コス が多様な部屋を計画す	ト等を勘案して事業者
2	新棟施設仕様	第2-3- (2)					つれるが、環境教育 『・実験室のような	業務要求水準書に示す。 需要、コスト等を勘案 屋を計画してください。	して事業者が多様な部
3	新棟施 設仕様	第2-3				新棟の外壁にウォー川 置することが可能か?		可能ではありますが、ジ、周りの景観調和にであることが条件にな	支障をきたさない範囲
4	新棟施設仕様	2-(3)		30番		に満たされていれば、	「いる性能」が確自 事業者からの務要 5ります。業業す。 5ります。業業す が「新棟に要す。 が「でで積再ですがして認 いたのでででです。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	業務要求水準書の「 ている性能ではありま の3新棟施設仕様が新っ です。表にない施設内: ていただいて結構です。	せん。要求水準書第2 棟に要求している内容 容の提案は自由に行っ
5	既施機能にて	2-4-(2)						現在のプールの機能を レイアウト変更として:	
6	既存仕 様の機 能 で て	2-4-(3)				既存棟の設備更新に限設別(室別)にコント可能となるでしょうか	- ロールすることは	現状では不可能です。 空調系統ごとのコント	ロールは、可能です。
7	既存棟 修繕計 画につ いて	4-(2)				改修項目以外のものに渡しとなるとの事ですれている長期修繕計画開始時の建築物及び記を考慮した計画になっるしいでしょうか。 5	こついては、現状引 が、別冊4で示さ 面については、運営 段備機器の経年劣化 っていると考えてよ ス、事業者側で別冊 以外の修繕項目の	1.運営開始時の建築 劣化を考慮した計画に 構です。 2.事業者が必要と思 提案を事業者負担で行 いませんが、その場合 行ってください。また、 期は、参考であり事業 ださい。	なっていると考えて結われる修繕計画以外のっていただいてもかまでも都と協議をもって、提示してある修繕周

			該当	当箇所				
	タイトル	水準書(案)	契約書(案)		契約書(案) への 質問回答	質問	回答	
8	経常修繕	4-1				場合、強風等でドーム部の屋根がめくれたり、CW部のガラスが破損したりした場合SPCの業務範囲内と考えるべきなのですか。既存棟の改修スペックが定か	既存棟 C Wのガラス一部交換及び補修箇所: A 棟 (X 10通り) 3 ㎡程度 ガラス 1 枚、E 棟 (X 40通り) 3 ㎡程度 ガラス 1 枚。 既存棟屋根補修: A から D 棟各々の軒天及び軒先部分の補修です。 軒天 (A 棟約90㎡・B 棟約120㎡・C 棟約120㎡・D 棟約100㎡) 軒先 (A 棟約90m・B 棟約120m・C 棟約120m・D 棟約100m)	
9	水道光 熱費の 負担区 分につ いて	質問					既存棟・新棟の水道光熱費は、事業者が負担することになります。事業者は、水道光熱費の一部又は全部をサービス購入料Aに入れて提案することができます。レストラン・売店・民間提案事業等にかかる部分は除きます。	
10	大規模 修繕		別紙 1			大規模修繕の定義が明確でありません。 確認申請を伴う修繕と考えて宜しいので しょうか。	具体的な内容にもよりますが、確認申請を伴うものも考えられます。 契約書第48条 「別冊4 既存棟長期修繕計画」及び業務要求水準書 「第4維持管理業務要求水準 1修繕業務」に謳われているもの以外の修繕を指します。	
11	不力る終の賠求可に契了損償権		80条			外としているのはいかなる趣旨か?東京都の損害賠償請求権も同時に適用除外とすべきではないか?		
12	バリア フリー への対 応			5番		プラザまで自力でくることは不可能だと	駅からの車椅子による自力のアプローチについては難しいと思われますが、車椅子利用者は多くの場合乗用車又はバスを利用しています。身障者の駐車料金は免除されます。	
13	耐震上 の重要 度係数			27番		新棟の耐震性能には重要度係数を考慮しなくてもよいとされていますが、「基本設計報告書 平成12年2月29日」A-36ページでは建物の用途係数(I)を l=1.25としています。基本設計当時と現在とで方針が変わったと解釈してよろしいでしょうか。		

			該旨	当箇所					
	タイトル	水準書(案)	契約書(案)		への	質	問	回答	
				質問回答	質問回答	養護学校の宿泊訓練の場	星として老えられ	 都立の盲・ろう・養護学校の学校数は、平成	
14	団体タイプの宿泊室			36番		ているようですが、都立 生生徒数、例年の宿泊記 存の施設以上に、こんな	Zの養護学校の学 川練実施概要、既 は機能が欲しいな こだけないでしょ	おより音の音である。 13年5月現在で、58校・1795学級、児童・生徒数は7274人です。なお、その他には都内には区立、国立及び私立を合わせて12校・164学級・828人盲・ろう・養護学校の移動教室(宿泊学習・生活訓練)は、平成12年度には235件実施されました。 養護学校等のヒアリングやアンケート調査の結果については可能な範囲で情報提供していきます。	
15	宿泊室の設備			39番		宿泊室内の面積有効利用 ニットバスではなく、 <i>I</i> ワーのみでも可能か。		業務要求水準書では、シングル、ツインルームでは、日常機能が果たせることが要件であるので、基本的にユニットバスは必要と考えています。宿泊人数の範囲内で、新たなタイプとしてシャワー室だけの部屋を提案することも可能です。	
16	駐車場 の管理			78番			型用他、多目的の を保有することが こ関する利用料金	公用車については、ユースプラザ敷地内に駐車する場合、駐車料金は発生しません。	
17	夢の島内の 施設計 画			107番		なくてはなりません。 2 全に歩けるとは思えませ	公園内の歩道が安 さんが、改修しな 所されているので 注確保のために対 ば、公園内で襲わ きたときには、営	都立公園内で発生した事件は、公園管理者が 責任を問われることはないと考えます。	
18	サービ ス購入 料の 払い				149番	する場合には、当然のこ	ことながらその費 施設利用料が発 「本来事業の実	社会教育事業に伴う宿泊施設の利用にあたっては、宿泊施設利用料金を参加費として参加者から徴収することができます。	
19	土地の 瑕疵担 保責任				31番	客観的に当初想定するこたものの範囲を確認したよる臭気の発生、ガスの下、土壌汚染の発見等にとが出来なかったものとか確認したい。	たい。工事実施に D発生、地盤沈 は当初想定するこ		
20	施設の 建設修す は は は は は は る き き き き き き き き き き き き き	3 p				となっていますが、都の	D建物なのに、絶	契約書第16条及び17条のとおり、参考に してください。 基本的には、事業者の提案によります。	
21	耐震診 断レ ポート					耐震診断のレポートの2 のでしょうか?	公開はいつになる	10月の下旬に明らかになります。	

		該当箇所						
	タイトル	水準書(案)	契約書(案)	水準書(案) への 質問回答	契約書(案) への 質問回答	質問	回答	
22	履行保証等				79番	都が承認する保証契約の内容について は、いつ示されるのでしょうか。	落札者決定後、事業者からの提案を都が判断 します。	
23	社育にサス料支時会事係ー購E払期を			86番		サービス購入料の支払い時期については、できるだけ事業者の運営に支障がないように設定しなおすとの回答をいただいておりますが、年1回後払いではなく、年2回もしくは前払いと理解して宜しいでしょうか。	入札公告時には明らかにします。	
24	既存棟 の大規 模修繕				142番	都が事業者に対して行う補償内容の規定 については、いつ示されるのでしょう か。	大規模修繕を実施する場合には、維持管理費の減や利用者収入の減等を総合的に判断し、都が事業者に対して補償を行うことを考えています。 詳細については、事態が発生した時点で決定します。	
25	本件施 設の完 工後の 解除				206番	事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設の完工後に契約が解除され、都が新棟の譲渡を受ける場合、売買価格は、新棟の簿価に相当する金額・違約金[(新棟の簿価相当額+既存棟の残存工事費相当額)×20%]となっております。既存棟の返還に伴う既存棟の残存工事費相当額の支払いについても本条に規定されるべきではないでしょうか。第63条(既存棟の返還)の規定において、対応されているのでしょうか。	ご意見を踏まえ、契約書を修正します。	
26	意見の 公表の 有無					は計156件の意見が来ているようです	質問に対しては全て回答しています。事業者からの意見は真摯に受け止め、できる限り入札公告に反映させていきたいと考えています。	
27	既修画いて					己の責任と費用において実施するとありますが、施設のLCCについて同一若しくは同等レベルの機能を将来にわたり維持するための長期修繕(修繕・更新など)の計画策定は、理論的に可能であり、計画と予算の策定を通常行いますが、社会	事業者は、本件施設の修繕及び模様替えを、 自己の責及び費用において実施してくださ い。ただし、、都の要望による本件施設の修 繕又は模様替えを行った場合、都はこれに要 した一切の費用を負担します。	
28	地盤改 良	改基本設計報告書				「基本設計報告書 平成12年2月29日」 A-39~A-40ページに記されている地盤 改良について、具体的な仕様(平面的な 範囲、深さ方向の長さ、柱状改良体の 径、ピッチなど)をご提示ください。	具体的な仕様は、事業者の提案によります。	

ſ			該当箇所					
		タイトル	水準書(案) 水準書(案) 水準書(案) への 質問回答	契約書(案) への 質問回答	質	問	回答	
	29	液状化 対策	地盤調査報告書		液状化の可能性が指 「基本設計報告書 では液状化対策につ	び64ページに地盤の 摘されていますが、 平成12年2月29日」 いて何も触れられて では、液状化につい	地盤調査報告書のデータ及び下記部分から判 断して、提案してください。	
		都 の 回 対 間			よび契約書(案)に る回答がなされてい	対する意見」に対す ないのはどういう趣 対する回答がなされ	意見については、語義的に回答は要しないと 考えています。しかしながら、貴重なご意見 を多数いただいており、それについては真摯 に受け止め入札公告に反映したいと考えてい ます。例えば「都による任意解除の規定」に ついては削除する予定です。 また、今回意見の中で明らかに質問と解され るものについて例えば「不可抗力による契約 終了時の損害賠償請求権」には回答していま す。	
	31	屋根部補修			既存棟屋根部の情報 もっと情報を開示し		既存棟屋根補修箇所等について: AからD棟各々の軒天及び軒先部分の補修です。 軒天(A棟約90㎡・B棟約120㎡・C棟約120㎡・D棟約100㎡)、軒先(A棟約90㎡・B棟約120m・C棟約100㎡)	